

鎌田公認会計士事務所 税理士法人 鎌田総合事務所

公認会計士 鎌田 直 善
税 理 士 鎌 田 ふ く み

先週、初雪が降りました。一挙に寒くなるような気がします。
加湿器を出したり、ヒーターの様子をチェックしたり、今年は雪かきしたくない、
とつぶやいてみたり、早くも冬ですね。

贈与税について

税理士 鎌田 ふくみ

1月から12月までの贈与については、翌年の3月15日が贈与税の申告納付期限です。
年末も近づいてきましたので、今回は概略をまとめてみます。

1. 贈与税がかからない場合

原則として、個人から個人が贈与を受けた財産に対して贈与税がかかりますが、例外もいくつかあります。以下は、代表例です。詳しくは、ご相談ください。

- 夫婦や親子などの扶養義務者から、生活費や教育費にあてるために取得した財産で、通常必要と認められるもの
ただし、生活費や教育費として必要な都度、直接これらにあてるためのものに限られます。預金等にあてた場合には贈与税がかかることになります。
- 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金
贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額をあてて、住宅用の家屋の新築等を行うことが、要件の一つです。
契約年が平成29年の場合の限度額は、省エネ住宅1,200万円、その他700万円です。
- 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金
非課税拋出額は1,500万円。受贈者が30歳になって残額があれば、贈与税が課税されます。また、贈与者が死亡した場合の残額については、相続税の課税価格に算入されません。
- 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金
挙式費用、結婚披露費用、家賃、敷金等の新居費用、転居費用、妊娠、出産及び育児に要する費用などが対象です。限度額は全体で1,000万円。結婚関連費用は内300万円までです。
受贈者が50歳になって残額があれば、贈与税が課税されます。また、贈与者が死亡した場合の残額については、受贈者が贈与者から取得したものとみなして、相続税の課税価格に加算します。

2. 贈与税がかかる場合

① 暦年課税

1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して課税されます。110万円以下なら申告不要です。

※婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するた

めの金銭の贈与が行われた場合、基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円まで控除できます。

② 相続時精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から 2,500 万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。税率は 20% です。なお、贈与者が死亡した場合は、この制度の適用を受けた財産は相続財産に加算して相続税を計算し、支払済みの贈与税は相続税額から控除します。

医療費の明細書添付義務化について

スタッフ 鷗川 剛

平成 29 年分の確定申告から、医療費の領収書の提出に代わり、『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から 5 年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管して置く必要があります。

※ 平成 31 年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。
また、医療保険者が発行する『医療費通知』を添付すると、明細の記入を省略できます。

1 医療費通知

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称が記載されたものをいいます。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

2 医療費明細

上記の医療費通知に含まれるものを除き、領収書より必要事項を記入しますが、医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

3 添付又は提示が必要な書類

- 医療費控除の明細書（添付）
- 医療費通知（原本添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）
 - ・寝たきりの人のおむつ代・・・・・・・・・・・・・・・・・・医師発行のおむつ使用証明書
 - ・温泉利用型健康増進施設の利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・温泉療養証明書
 - ・指定運動療法施設の利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・運動療法実施証明書
 - ・ストマ用装具の購入費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ストマ用装具使用証明書
 - ・B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用・・・・・・医師の診断書
 - ・白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・処方箋
 - ・市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用・・・・・・・・・・在宅介護費用証明書

営業時間等のお知らせ

土・日、祝祭日が事務所全体の休業日です。

事務所営業時間は 11 月末までは 9:00～17:00、12 月から 5 月まで 9:00～18:00 です。
よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。